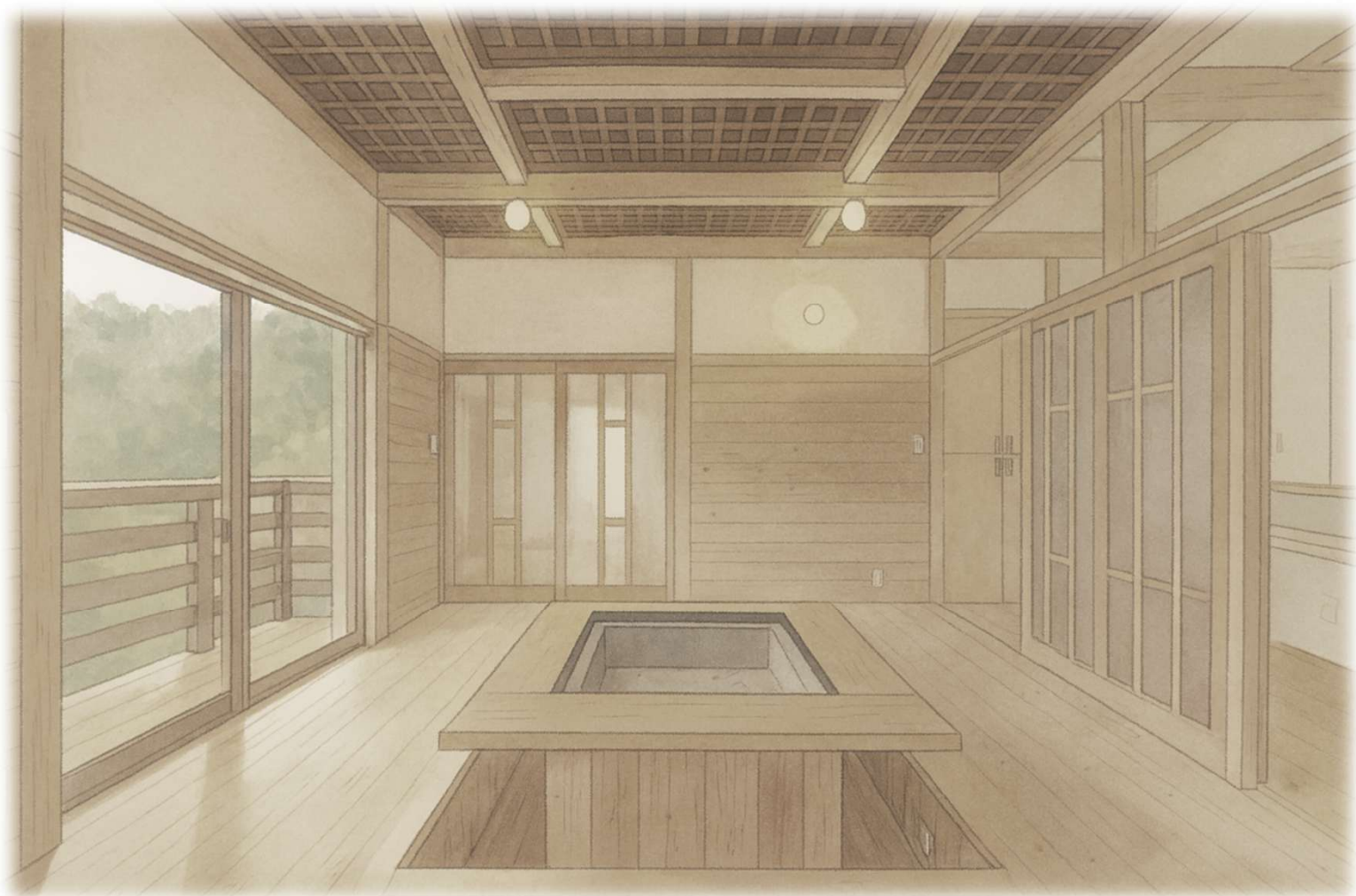


# 徳島県型 気候風土適応住宅の基準



令和8年4月1日

徳島県内所管行政庁  
(徳島県(徳島市を除く))

# 目次

1. はじめに	2
2. 気候風土適応住宅とは	3
3. 徳島県型気候風土適応住宅の基準策定について	4
4. 徳島県型気候風土適応住宅の基準	5
5. 省エネルギー基準への適合確認	7
6. 用語解説	9
7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説	
イ（2）主たる構造材に用いる木材は全て、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること	10
イ（3）壁の過半が（土塗壁以外の）貫工法等であること	12
イ（4）床下が開放的であること	13
ロ（2）（i）軒の出が0.9m以上であること	14
ロ（2）（ii）主たる居室に外気に面した開口部を異なる2面以上に配置するもの	16
ロ（2）（iii）主たる居室に縁側を設けるものにあつては、居室と縁側は障子等の建具によって仕切り、外気に面する開口部には多層構成の建具を用いること	18
ロ（2）（iv）畳の間（8畳以上の広さ）を設置したものであること	21
ロ（2）（v）次のいずれかに徳島県認証木材を利用したものであること ・梁、桁に100%使用 ・使用される木材のうち、認証木材の割合が全体の50%以上	22
ロ（2）（vi）主たる居室の床、壁、天井いずれかの仕上げに徳島県内で加工された木材を使用したものであること	24
ロ（2）（vii）外壁仕上げの過半が徳島県認証木材による板張り壁であること	25
ロ（2）（viii）地域に根ざす建物意匠・材料が使用されていること	26
8. 徳島県型気候風土適応住宅基準の運用について	28
9. 関係法令	29
10. 用語の定義	30

# 1.はじめに

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、我が国におけるエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野において、省エネ化の一層の取組が求められています。これに伴う建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の改正により、2025年4月以降に着工する原則すべての新築・増改築建築物に対して、省エネ基準への適合が義務化されました。

一方で、伝統的構法の住宅は、土塗壁や板壁、大きな開口部といった構造的特徴から、一般的な断熱材を施工しにくく十分な断熱性能（外皮基準）を確保できない場合があります。しかし、土塗壁や板壁による高い調湿性が結露の抑制に寄与するほか、開口部を通じた通風や日射の調整など、地域の気候風土に根ざした工夫によって優れた居住環境を実現してきた側面があります。省エネ基準の適合義務化によって、このような優れた特性を持つ伝統的な住宅が更に減少してしまうことが懸念されています。

徳島県の気候は、国による省エネ基準地域区分が5地域から7地域にわたる多様性を持っており、各地域の特徴に応じた伝統的な民家が継承されてきました。徳島独自の住まいや住まい方、美しい景観、そしてそれらを作り上げてきた材料や技術の進化を途絶えさせることなく未来へ継承していくため、本県独自の「徳島県型気候風土適応住宅の基準」を策定することとしました。

国土交通省は建築物の一層の脱炭素化を図るため、使用段階のCO<sub>2</sub>削減に加え、建築物の製造から解体までのライフサイクル全体を通じたCO<sub>2</sub>等排出量（以下、「LCCO<sub>2</sub>」という。）の削減を重要視しています。こうした動向を踏まえ、一定規模以上の建築物の新築・増改築時にLCCO<sub>2</sub>算定評価の届出等を義務化する制度を創設し、2028年度から開始する方針が示されています。

地域で生産される木材を使用した建築物は、鉄骨造やRC造と比べて、製造段階のCO<sub>2</sub>排出が少なく炭素貯蔵（カーボンストック）効果があり、リユース・リサイクル性も高いため、環境負荷が小さいという明確な優位性があります。環境負荷の小さい地域産材を活用した木造建築が、市場で正当に評価されることが今後ますます期待されています。

こうした背景からも、林産県である徳島県において「地域材を活用した木造建築物」の重要性はさらに増すことが予想されます。本基準を整備することは、地域の建築文化や技術を次世代に継承するだけにとどまらず、未来への持続可能な地域づくりを支える基盤ともなります。地域の森林資源を循環的に活用し、気候風土に適応した住まいを普及させることは、脱炭素社会の実現に向けた確かな一歩であり、地域経済の活性化や林業・製材業の振興にも直結します。地域材を使った住宅が正当に評価される制度環境が整うことで、住まい手・つくり手・森林の三者が恩恵を受ける持続可能な仕組みが形成され、徳島らしい豊かな暮らしの価値を国内外に発信する契機になることを期待します。

## 2. 気候風土適応住宅とは

「気候風土適応住宅」とは、地域の気候及び風土に応じた様式・形態・空間構成、構工法、材料・生産体制、景観形成及び住まい方により、省エネ基準の外皮性能基準への適合が困難であるものとして、国土交通大臣が定める基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号）に適合する住宅をいいます。気候風土適応住宅は、外皮性能基準は適用されませんが、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。気候風土適応住宅の基準は、全国共通の基準のほか、所管行政庁が基準として必要な要件を付加または定めることが可能です。

### ◆令和元年国土交通省告示第786号

第1項 第一号 国が定める基準

第1項 第二号 国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準

第2項 所管行政庁が定める基準

第1項第二号及び第2項は、所管行政庁が各地域の気候及び風土の特性、歴史や住文化を踏まえ、将来への技術の継承が危惧される等の要件を独自の基準として策定することを期待し、制定されています。

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

令和元年11月15日 国土交通省告示第786号  
改正 令和6年6月28日 国土交通省告示第975号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年/経済産業省/国土交通省/令第一号）附則第二条の規定に基づき、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

ニ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（i）片面を真壁造とした土塗壁であること

（ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

（2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（i）屋根が以下のいずれかの構造であること

① 化粧野地天井

② 面戸板現し

③ せがい造り

（ii）床が板張りであること

（iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

## 3. 徳島県型気候風土適応住宅の基準策定について

### (1) 徳島県型気候風土適応住宅の基準策定が望まれる背景

令和4年の建築物省エネ法の改正に伴い、基準省令も改正され、気候風土適応住宅の外皮基準については引き続き適用除外とされるとともに、令和元年国土交通省告示第786号も改正され、国が定める気候風土適応住宅の要件が拡充され、より多様な建築が可能となりました。

しかしながら、本県特有の気候風土によって育まれた住宅の特徴を再確認し、地域の街並みや景観に調和する徳島県ならではの建築様式や建築文化を次世代に継承していくためには、独自の要件を定めることが必要ではないかとの声が挙がり、これまで検討を重ねてきました。

徳島県は、徳島平野以北の東部は温暖で少雨が特徴である瀬戸内海式気候、四国山地以南は温暖で台風などによる風害や降雨も多い太平洋側気候、また剣山周辺の山間部は冷涼で雪の多い山岳気候に分類され、このような気候風土に適応するため、県内においては、地域それぞれの特徴をもつ伝統的な民家が継承されてきました。

このような住まいは、外皮基準に適合することが困難であると想定される要素を含んでいることにより、省エネ基準の適合義務化によって、更に減少してしまうことが懸念されています。

こうした背景により、徳島県の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の進化を途絶えさせず、未来へ継承していくため、徳島県型気候風土適応住宅の基準を策定することとしました。

### (2) 徳島県型気候風土適応住宅の基準

徳島県型気候風土適応住宅の基準（別紙1）は、基準告示第786号第2項に基づき、本県独自の基準として定めるものです。

なお、徳島県型基準は、当面の間運用しながら必要に応じて、柔軟に見直し等を行うものとします。

### (3) 徳島県型気候風土適応住宅の適用対象

- ・徳島県全域（徳島市を除く）
- ・一戸建て住宅（木造に限る）

徳島県型基準は、令和8年4月1日以降に行われる以下の手続きに対して適用できます。

- ①建築主による所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関への省エネ適判に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出
- ②建築主による建築主事もしくは建築副主事または指定確認検査機関への省エネ適判定を行うことが比較的容易なものとして省エネ適判を要しない建築物（建築物省エネ法における仕様基準または誘導基準への適合を確認するもの）の確認申請書の提出

建築物エネルギー消費性能適合性判定や建築確認の手続きを円滑に進めるため、申請する建築物が気候風土適応住宅に該当する場合は、「気候風土適応住宅に係る「国が定める基準」及び「徳島県型基準」チェックシート」（別紙2）（以下、「チェックシート」という。）を提出して下さい。

## 4. 徳島県型気候風土適応住宅の基準

### ◆徳島県型気候風土適応住宅の基準策定の法的根拠◆

令和元年国土交通省告示第786号第2項の規定により、本県独自の気候風土適応住宅の基準を定めました。

令和元年国土交通省告示第786号

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

### 別紙 1

#### 徳島県型気候風土適応住宅の基準

令和8年4月1日施行

令和元年国土交通省告示第786号第(以下、「基準告示」という。)2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを次のように定める。

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 基準告示第1項第一号イからハのいずれかに該当するものであること
- 二 次のイ及びロに該当するものであること
  - イ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること
    - (1) 基準告示第1項第一号二(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - (2) 主たる構造材に用いる木材は全て、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
    - (3) 壁の過半が(土塗壁以外の)貫工法等であること
    - (4) 床下が開放的であること(石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可)
  - ロ 次の(1)及び(2)のいずれかに該当すること
    - (1) 基準告示第1項第一号二(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
    - (2) 次の(i)から(viii)のうちいずれか3つ以上に該当すること
      - (i) 軒の出が0.9m以上であること
      - (ii) 主たる居室に外気に面した開口部を異なる2面以上に配置するもの
      - (iii) 主たる居室に縁側(長さ3.64m以上の内縁に限る)を設けるものにあっては、居室と縁側は障子等の建具によって仕切り、外気に面する開口部には多層構成の建具を用いること
      - (iv) 畳の間(8畳以上の広さ)を設置したものであること
      - (v) 次のいずれかの部位に、それぞれに指定された割合以上の徳島県認証木材を使用したものであること
        - ・梁、桁に100%使用
        - ・構造部材等に使用される木材の50%以上使用
      - (vi) 主たる居室の床、壁、天井いずれかの仕上げに徳島県で加工された木材を使用したものであること
      - (vii) 外壁仕上げの過半が徳島県認証木材による板張り壁であること
      - (viii) 地域に根ざす建物意匠・材料が使用されていること

## 気候風土適応住宅に係る「国が定める基準」及び「徳島県型基準」チェックシート

申請者氏名： 設計者氏名： 地名地番：

告示第 786 号第 2 項の規定により、同告示第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものを次のように定める。  
同告示第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。【徳島県型基準】

内容		告示第786号	チェック
一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること			
イ	外壁の過半が両面を真壁とした土塗壁であること	1項1号イ	<input type="checkbox"/>
ロ	外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	1項1号ロ	<input type="checkbox"/>
ハ	屋根が茅葺であること	1項1号ハ	<input type="checkbox"/>
ニ 次のイ及びロに該当するものであること			
イ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること			
国基準	(1) 告示第1項第一号二(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		
	(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること	1項1号二(i)	<input type="checkbox"/>
	(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	1項1号二(ii)	<input type="checkbox"/>
徳島県基準	(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	1項1号二(iii)	<input type="checkbox"/>
	(2) 主たる構造材に用いる木材は全て、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること		<input type="checkbox"/>
	(3) 壁の過半が(土塗壁以外の)費工法等であること		<input type="checkbox"/>
	(4) 床下が開放的であること(石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可)		<input type="checkbox"/>
ロ 次の(1)及び(2)のいずれかに該当すること			
国基準	(1) 告示第1項第一号二(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		
	(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること		
	① 化粧野地天井	1項1号二(2)(i)①	<input type="checkbox"/>
	② 面戸板現し	1項1号二(2)(i)②	<input type="checkbox"/>
	③ せがい造り	1項1号二(2)(i)③	<input type="checkbox"/>
(ii) 床が板張りであること	1項1号二(2)(ii)	<input type="checkbox"/>	
(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること	1項1号二(2)(iii)	<input type="checkbox"/>	
徳島県基準	(2) 次の(i)から(vii)のうちいずれか3つ以上に該当すること		
	(i) 軒の出が0.9m以上であること		<input type="checkbox"/>
	(ii) 主たる居室に外気に面した開口部を異なる2面以上に配置するもの		<input type="checkbox"/>
	(iii) 主たる居室に縁側(長さ3.64m以上の内縁に限る)を設けるものにあつては、居室と縁側は障子等の建具によって仕切り、外気に面する開口部には多層構成の建具を用いること		<input type="checkbox"/>
	(iv) 畳の間(8畳以上の広さ)を設置したものであること		<input type="checkbox"/>
	(v) 次のいずれかの部位に、それぞれに指定された割合以上の徳島県認証木材(※1)を使用したものであること ・梁、桁に100%使用 ・構造部材等に使用される木材の50%以上使用		<input type="checkbox"/>
	(vi) 主たる居室の床、壁、天井いずれかの仕上げに徳島県で加工された木材を使用したものであること		<input type="checkbox"/>
	(vii) 外壁仕上げの過半が徳島県認証木材(※1)による板張り壁であること		<input type="checkbox"/>
(viii) 地域に根ざす建物意匠・材料が使用されていること		<input type="checkbox"/>	

※1 徳島県認証木材とは、徳島県木材認証制度の合法的に伐採された県産材である「産地認証」を受けた木材をいう。

※2 上記に定めのないものは、国が発行する「気候風土適応住宅の解説」及び「建築物省エネ法Q&amp;A集」による。

## 5. 省エネルギー基準への適合確認

「気候風土適応住宅」は、外皮基準の適用が除外されますが、**一次エネルギー消費基準は適合する必要があります**。気候風土適応住宅の一次エネルギー消費量基準への適合確認については、計算によらず容易に基準への適合を確認する「仕様ルート」と、計算プログラムを用いて計算により評価する「計算ルート」の2つの方法があります。

ただし、省エネ審査・検査の対象外となるもの（都市計画区域外で平屋かつ延べ面積200㎡以下で建築確認申請が不要なもの、都市計画区域内で平屋かつ延べ面積200㎡以下で建築士が設計・工事監理するもの）は建築士の責任において、基準適合を確認してください。

### 「仕様ルート」 建築確認において基準適合を確認

仕様ルートによる場合は、**省エネ性能適合性判定は不要**ですが、**建築確認において省エネ基準への適合を確認**します。

通常の住宅の場合は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」（平成28年1月29日国土交通省告示第266号（最終改正）令和6年6月28日国土交通省告示第975号）に定められた外皮性能と設備機器（暖房、冷房、換気、給湯及び照明）を採用することにより、省エネ基準に適合となります。気候風土適応住宅の場合は、外皮基準が適用除外されるため、基準告示に定められた設備機器の仕様適合を確認します。

外皮性能については、チェックシート（別紙2）及び適用した項目に適合していることが確認できる図面等を、一次エネルギー消費量については、設備機器の仕様表を建築確認申請時に提出してください。仕様表については、国土交通省のHPに掲載されている「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック（4～7地域版）」及び「仕様基準に基づく仕様表作成ツール」をご参照ください。

### 「計算ルート」 省エネ適合性判定において基準適合を確認

計算ルートによる場合は、設備選択の自由度が大きく、幅広い設備を採用できますが、**省エネ適合性判定が必要**です。

通常の住宅の場合は、国立研究開発法人 建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（以下、計算プログラムという。）」を用いて、実際に設置する各種設備機器の性能値等を入力し、得られた計算結果により、省エネ基準への適合を確認します。気候風土適応住宅の場合は、当該建築物の外皮性能ではなく、「標準の外皮性能（計算プログラムに設定されている仕様基準の値）」を用いて計算を行います。

外皮性能については、チェックシート（別紙2）及び適用した項目に適合していることが確認できる図面等を、一次エネルギー消費量については、計算プログラム及びその根拠となる設備の仕様等が記載された書類等を、省エネ適合性判定申請時に提出してください。

#### 通常の住宅

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{基準一次エネルギー消費量}} & \geq & \boxed{\text{設計一次エネルギー消費量}} \\ \text{標準の外皮性能} + \text{標準の設備仕様} & & \text{当該住宅の外皮性能} + \text{当該住宅の設計設備仕様} \end{array}$$

#### 気候風土適応住宅

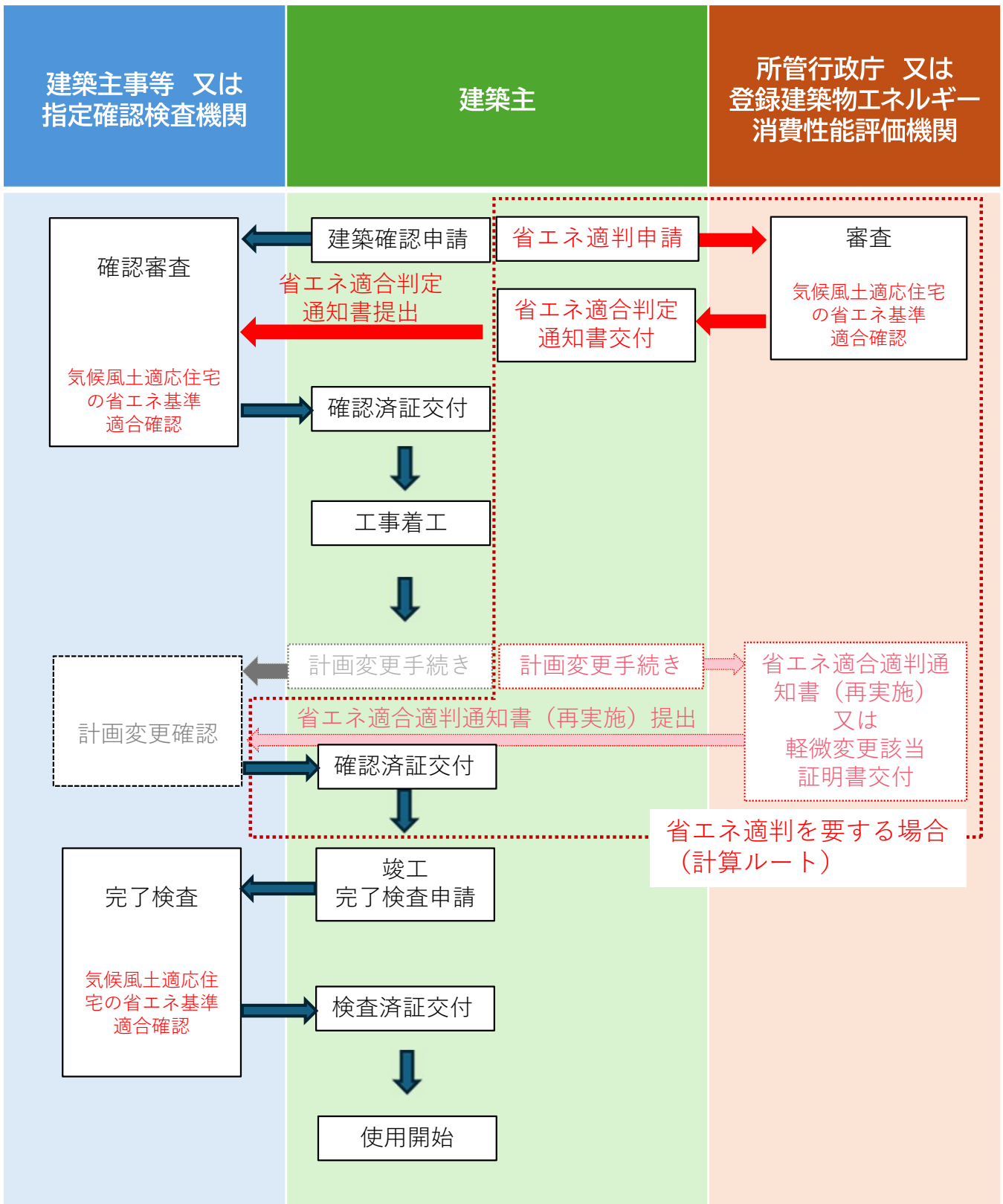
$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{基準一次エネルギー消費量}} & \geq & \boxed{\text{設計一次エネルギー消費量}} \\ \text{標準の外皮性能} + \text{標準の設備仕様} & & \text{標準の外皮性能} + \text{当該住宅の設計設備仕様} \end{array}$$

計算プログラムに設定されている気候風土適応住宅の「標準の外皮性能」

地域の区分	外皮平均熱貫流率 UA [W/m <sup>2</sup> K]	暖房期の平均 日射熱取得率 [ - ]	冷房期の平均 日射熱取得率 [ - ]
5	0.87	4.5	3.0
6	0.87	4.3	2.8
7	0.87	4.6	2.7

# 審査機関等への手続きの手順

手続きフロー図



※中間検査の手続きは記載を省略しています

## 6. 用語解説

本書で用いる基本的用語の解説

### ①外壁

「外壁」とは、床もしくは基礎、天井もしくは屋根の断熱区画の内側に位置する外壁の部分をいいます。また、開口部は含まれません。

### ②過半

「過半」とは、 $1/2$ を超えることを意味します。外壁の「過半」とは、断熱区画に存在する建物全体の外壁面積の $1/2$ を超える部分をいいます。

### ③過半と記載されていない「外壁」等

過半と記載されていない「外壁」とは、概ね全ての外壁のことをいいます。浴室、台所のキッチンユニットまわりなどの水まわり空間に位置する外壁や、構造上の制約等により当該仕様とすることが困難な外壁は、これに含まれません。

なお、これらは、外壁のみならず、過半と記載されていない「屋根」及び「床」についても同様です。

### ④主たる居室

住宅における熱的境界の内側に存する居室のうち、日常生活上、継続的に使用する室をいい、居間、食堂及び台所等を指します。

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### イ(2)

主たる構造材に用いる木材は全て、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること

#### 1. 目的

- ・地域の大工技術を守り、林業など地域産業の持続性を高める
- ・木材は一本ごとに反り、曲がり、年輪の向きなど“癖”があり、それらの癖を読み最適な位置や向きで組むことで、狂いの出にくい経年劣化に強い構造体になると同時に、伝統的な大工技術の継承につながる
- ・プレカットでは加工できない複雑な継手が使用できる

#### 2. 解説

- ・主たる構造材に用いる木材は全て、大工による墨付けと手刻みにより加工すること
- ・ここでいう主たる構造材は、梁、桁、柱及び土台をいう

#### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
軸組図	仕口の位置、種類

#### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
手刻み加工証明書（様式1）	施工者名等
施工状況写真	継手・仕口の種類ごとに施工状況（墨付け時・手刻み加工時・完成時）が確認できる写真



(様式1)

## 手刻み加工証明書

年 月 日

下記物件について、接合部（継手・仕口）を墨付け及び手刻みにより加工したことを証明します。

元請事業者

施工事業者

作業者氏名

物 件 名	
敷 地 地 番	
建 て 方 完 了 日	
設 計 者	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録 ( ) 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 ( ) 号 氏名：

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### イ(3)

#### 壁の過半が（土塗壁以外の）貫工法等であること

##### 1. 目的

- ・徳島県では、貫構法は主に社寺建築や納屋、厩舎等で採用されてきた伝統的構法であり近年では住宅建築にも応用されている
- ・多くの接合部を持つことで木の特性である“めり込み”による粘り強さを発揮する
- ・柱と柱を水平材（貫）を貫通させることで連結し、一体化させて建物全体の靱性と耐震性を向上させる

##### 2. 解説

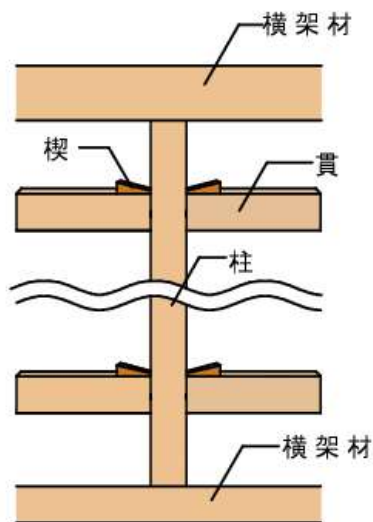
- ・柱に貫を差し通す場合は、両面から楔締めとすること

##### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
軸組図	貫の寸法及び位置

##### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	貫工法の施工完了（位置）が確認できる写真



## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### イ(4)

床下が開放的であること  
(石場建てや足固め等により通気性が高く開放的な床下であれば可)

#### 1. 目的

- ・ 湿潤多雨、高温多湿な徳島県の気候に適応した伝統的構法である
- ・ 石場建てや足固めを用いた構造は、地盤の揺れを建物に直接伝えず揺れを受け流しながら安定する“動的安定”の構造であり、ある種免震的に働くと考えられる

#### 2. 解説

- ・ 石場建てとは、礎石の上に柱を直接立てて、建物を構成する構法である
- ・ 足固めとは、石場建ての柱を横架材でつなぐ構法であり、柱脚が一体化することで地震時のねじれ変形をおさえ、建物全体の変形を小さくすることが期待される
- ・ 石場建てでは、建物の安定性を高めるために柱下面を礎石にぴったりと添わせ削る加工“光付け”を行うこと
- ・ 足固めにおいては、横架材と柱の接合には、木材の靱性と相性のよい楔や栓を用いることとする

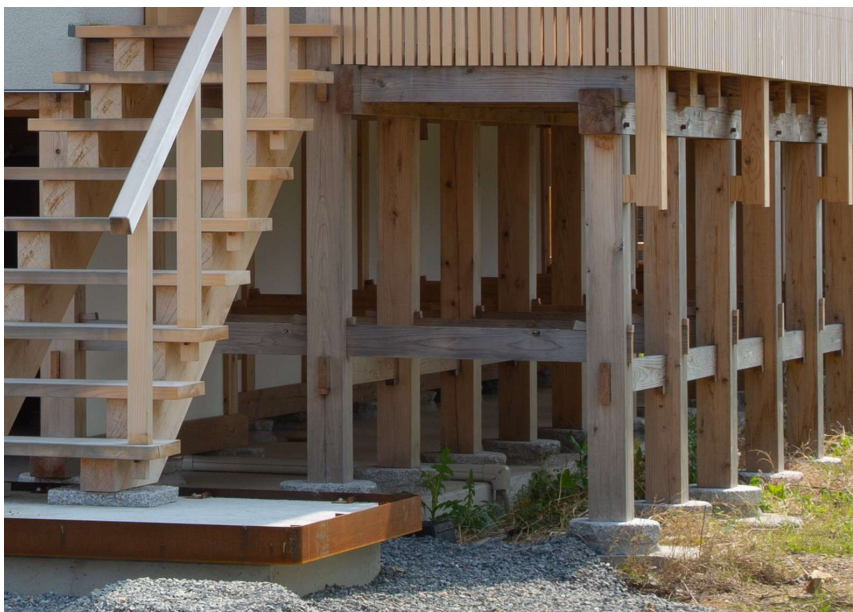
#### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
矩計図又は断面図	柱脚の仕様

#### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	石場建てや足固め等の施工完了が確認できる写真

石場建（独立基礎）と足固め（地貫）の施工例



## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

□(2)(i)

軒の出が0.9m以上であること

### 1. 目的

- ・雨の多い徳島県において、降雨からの壁面の保護に有効である
- ・日射のコントロールにより、夏季の日射遮蔽、冬季の日射取得に資する

### 2. 解説

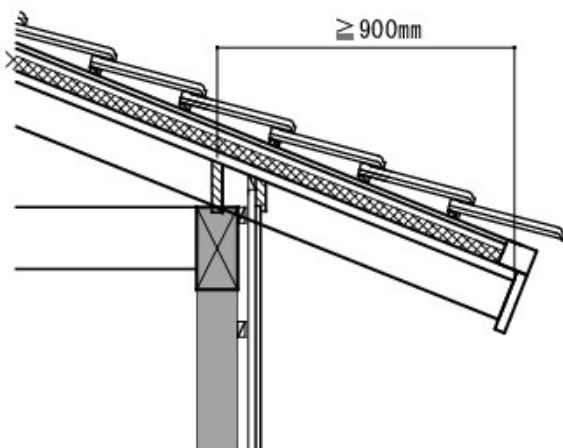
- ・軒の出寸法は、外壁線中心から、垂木の先端までの水平距離とする

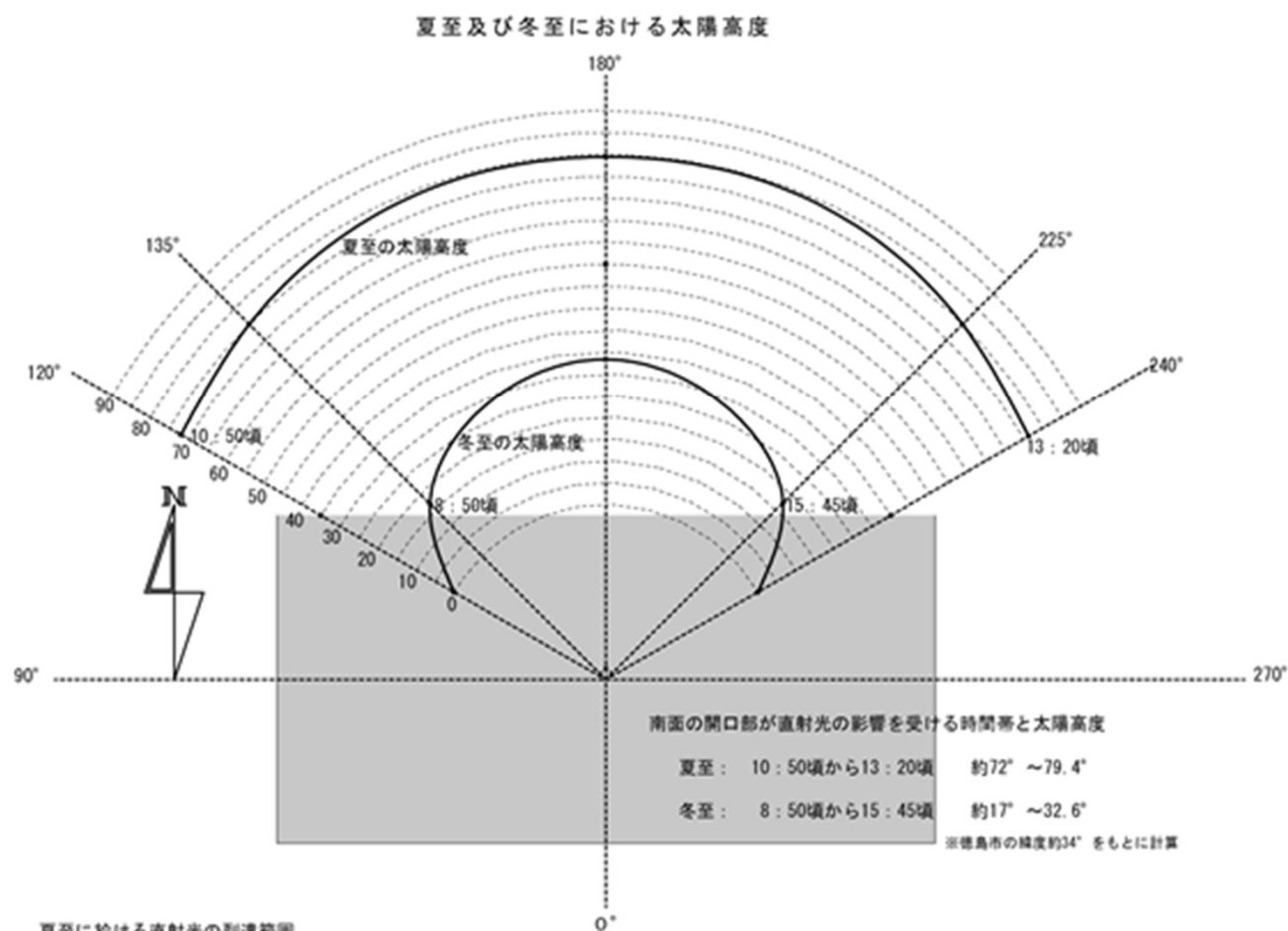
### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
矩計図又は断面図、屋根伏図	外壁線中心から垂木先端までの水平距離

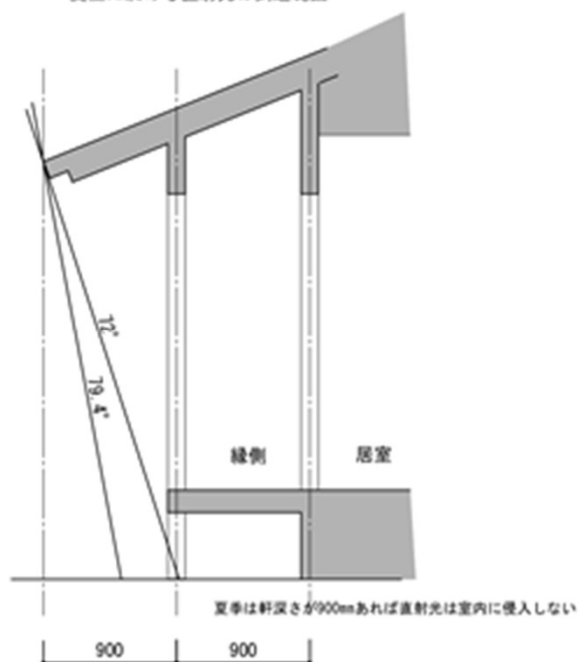
### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	軒の出寸法が確認できる写真

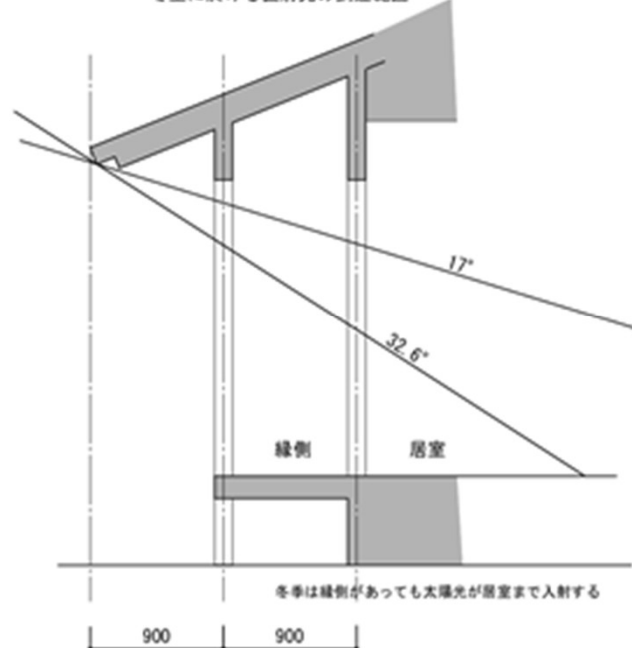




夏至に於ける直射光の到達範囲



冬至に於ける直射光の到達範囲



## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### □(2)(ii)

#### 主たる居室に外気に面した開口部を異なる2面以上に配置するもの

##### 1. 目的

- ・ 2面以上の開口部は、採光、通風に効果があり快適性に大きく貢献する
- ・ 採光：異なる方向から自然光が入るため室内が明るく均一に照らされ、また時間の経過によって光が変化し、一日を通して明るさを確保しやすい
- ・ 通風：2方向に窓があることで風の入口と出口ができ、通風により冷暖房負荷の軽減につながる

##### 2. 解説

- ・ 主たる居室全てに、外気に面した異なる2面に開口部が設けられていること
- ・ 開口部の有効開口面積の合計は、居室の床面積の1/10以上とする
- ・ 風の流入側と流出側の有効開口は、通風を考慮し、バランス良く配置すること
- ・ 2面が外気に面していない居室は、隣接する居室と一体として計画することも可。その場合は、隣接する2室は襖や障子等の随時開放することができる建具で仕切られたものであること。またその随時開放することができる建具の有効開口面積は、外気に面する開口部のうち、最も大きい開口部の有効開口面積以上であること
- ・ 妻壁部分に開口部を設ける場合は、開口部上部に庇を設置すること

##### 計画上の留意点

- ・ 開口部を配置する位置については、敷地の風向に留意して計画することが望ましい
- ・ 敷地条件や防犯上の配慮により通常的位置に開口部を設けることが難しい場合は、圧力差（温度差）換気（吸気側に地窓、排気側に高窓）等の活用も有効である

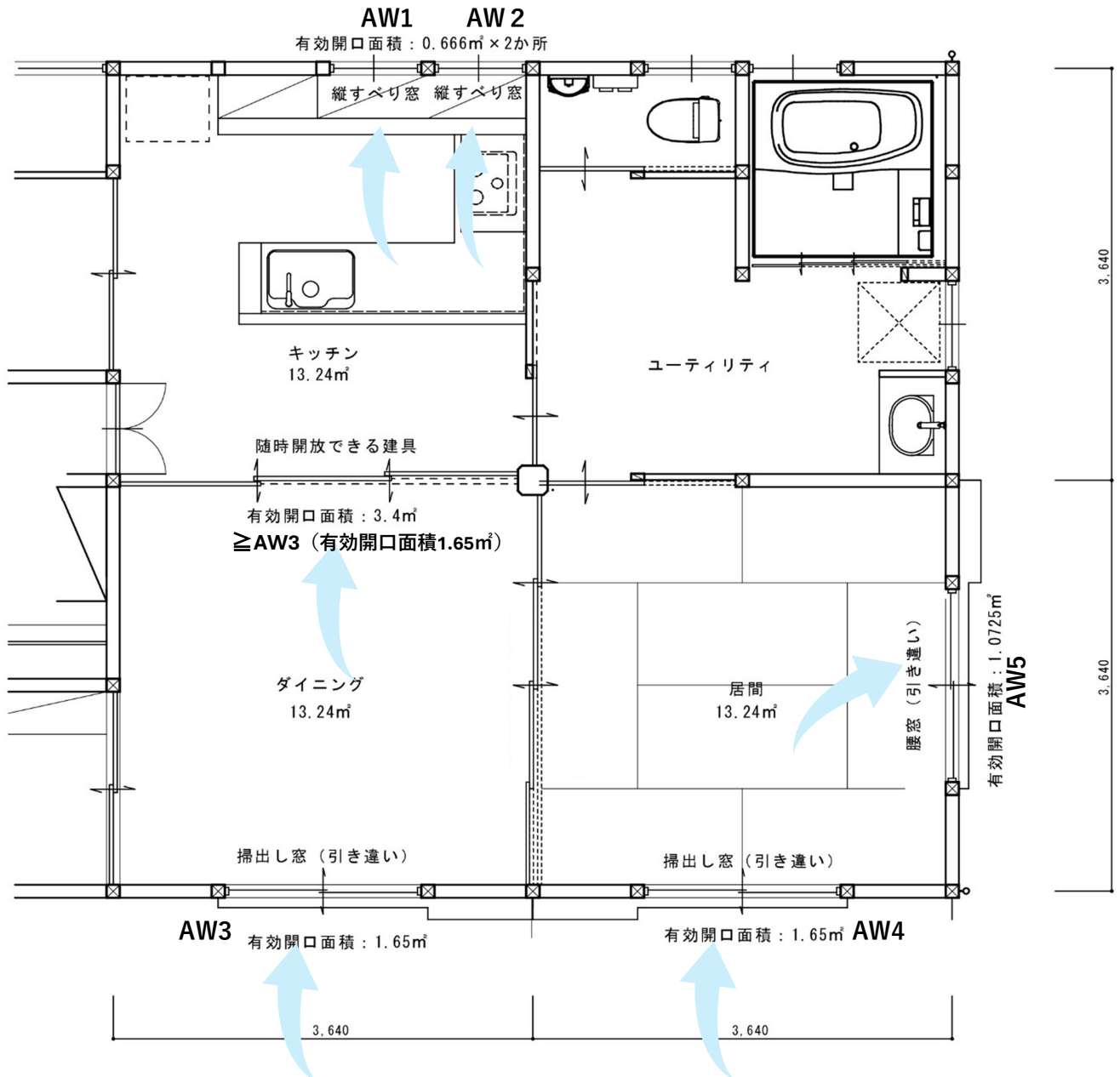
##### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図及び立面図	室面積・開口部の位置
建具表	建具の種類・開口面積

##### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	開口部の寸法が分かる写真、妻側に開口部を設けた場合は開口部上部に庇を設置したことがわかる写真

通風に配慮した開口部の配置の考え方の例



・主たる居室（キッチン、ダイニング、居間）について、必要とされる開口部面積を算定する

室名	床面積	必要有効開口面積	存在有効開口面積	判定
キッチン	13.24㎡	$13.24 \times 1/10 = 1.32\text{㎡}$	AW1：0.74×0.9=0.666 AW2：0.74×0.9=0.666 計 1.332㎡	OK
ダイニング	13.24㎡	$13.24 \times 1/10 = 1.32\text{㎡}$	AW3：1.65×2.0÷2=1.65㎡	OK
居間	13.24㎡	$13.24 \times 1/10 = 1.32\text{㎡}$	AW4：1.65×2.0÷2=1.65 AW5：1.65×1.3÷2=1.0725 計 2.7225㎡	OK

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### ロ(2)(iii)

主たる居室に縁側（長さ3.64m以上の内縁に限る）を設けるものにあつては、居室と縁側は障子等の建具によって仕切り、外気に面する開口部には多層構成の建具を用いること

#### 1. 目的

- ・徳島県の伝統的住宅のほとんどの縁側（内縁もしくは外縁）が設けられている
- ・縁側は室内と屋外をゆるやかにつなぎ、採光・通風・眺望・省エネなど多面的な役割を果たしている
- ・外気温の影響を直接室内に伝えにくくし、室温の急変を防いで空調効率が上がる

#### 2. 解説

- ・縁側の長さは、縁側両端の柱芯寸法とする
- ・縁側の奥行は、910mm以上とする（計測方法は長さと同じ）（書院設置部分は除く）
- ・縁側に設ける建具及び縁側と隣接する居室との間に設ける建具は、ともに幅の合計が3,640mm以上とすること（書院設置部分を含む）
- ・縁側は、居室2室以上にまたがるものも可とする。
- ・外気に面する開口部は、掃き出し等の大きな開口部とし（高さ1,700mm以上）、多層構成の建具とすること
  - ※多層構成の建具とは、障子、ガラス戸、雨戸等の複数の建具で構成されたものをいう
  - （例1）ガラス戸+雨戸（シャッターは不可）
  - （例2）障子+ガラス戸
- ・外気に面する開口部の下部に壁の立ち上がりを設ける場合は、その高さを400mm以下かつ開口部の高さ1,700mm以上とすること
- ・縁側と隣接する居室との仕切りには、障子等の建具とすること
- ・外気に面する開口部と、縁側と居室の間の開口部は、出来るだけ正対すること（ずれる場合は、少なくとも910mm以上正対していること）
- ・開口部の幅は、2か所以上配置する場合は合算してよい

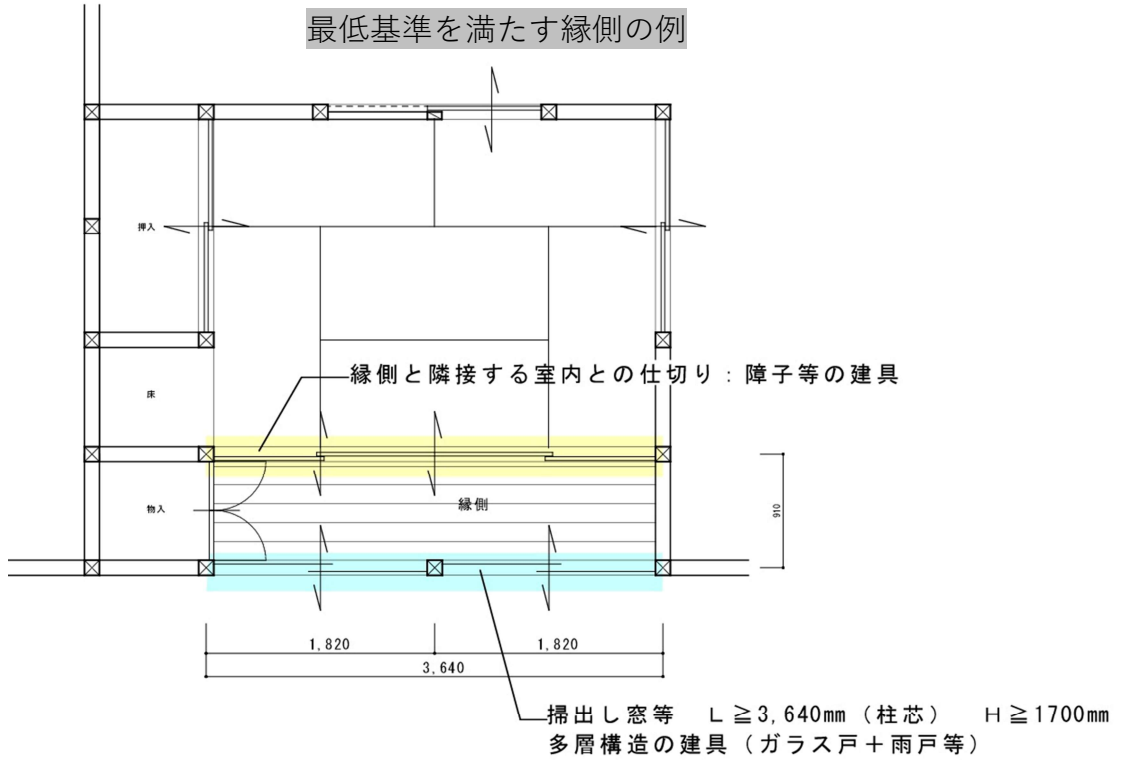
#### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図	縁側の位置および寸法、開口部の位置及び寸法
立面図及び断面図	開口部の位置及び高さ
建具表	建具の種類及び寸法

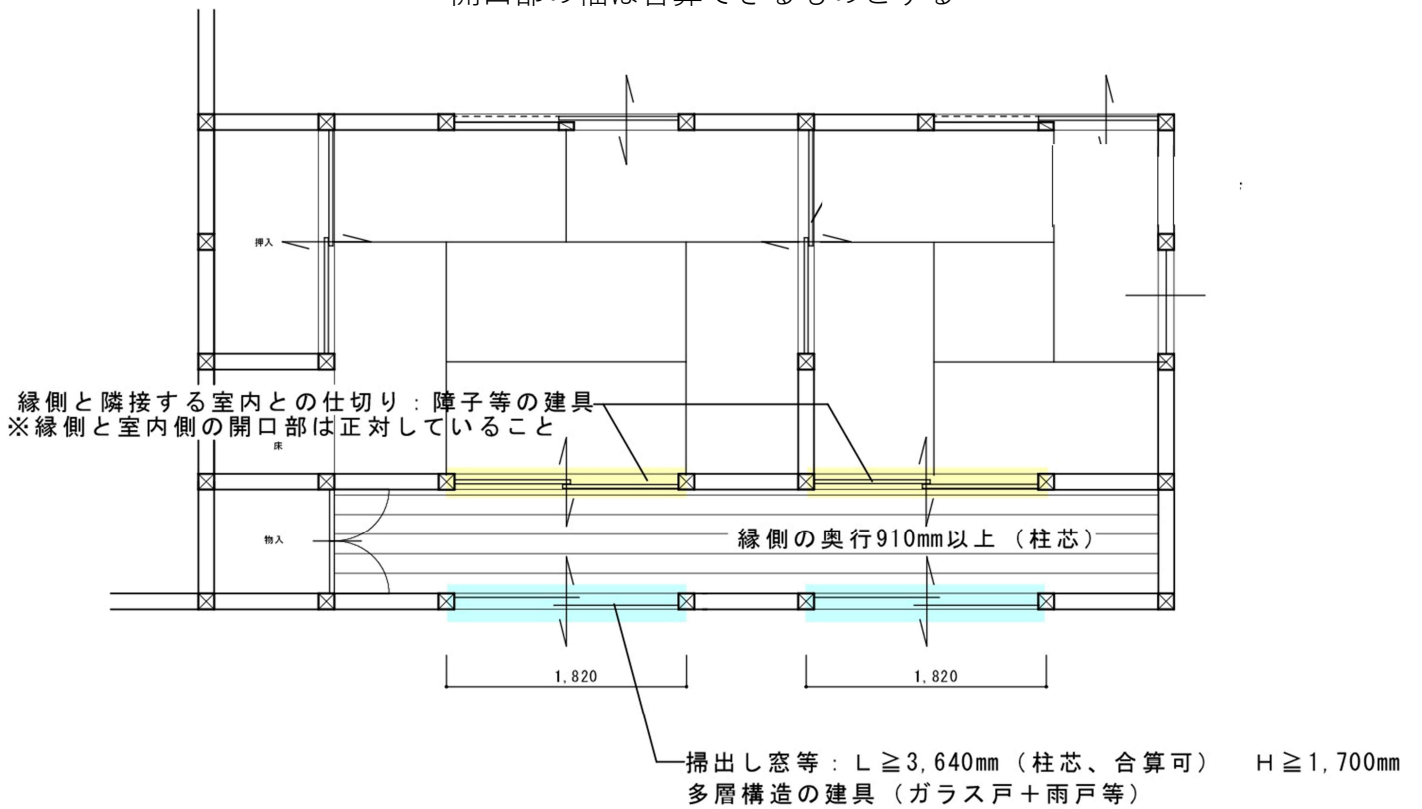
#### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

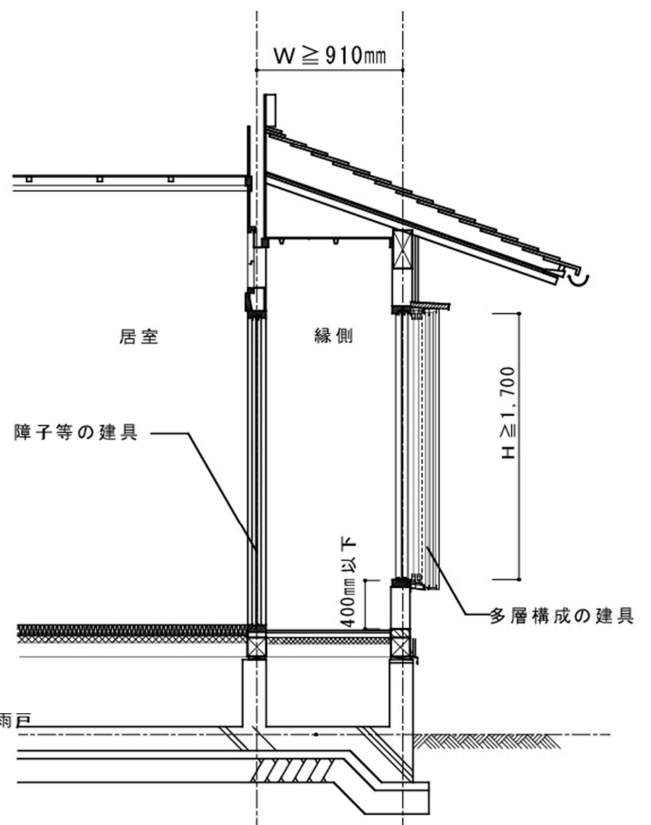
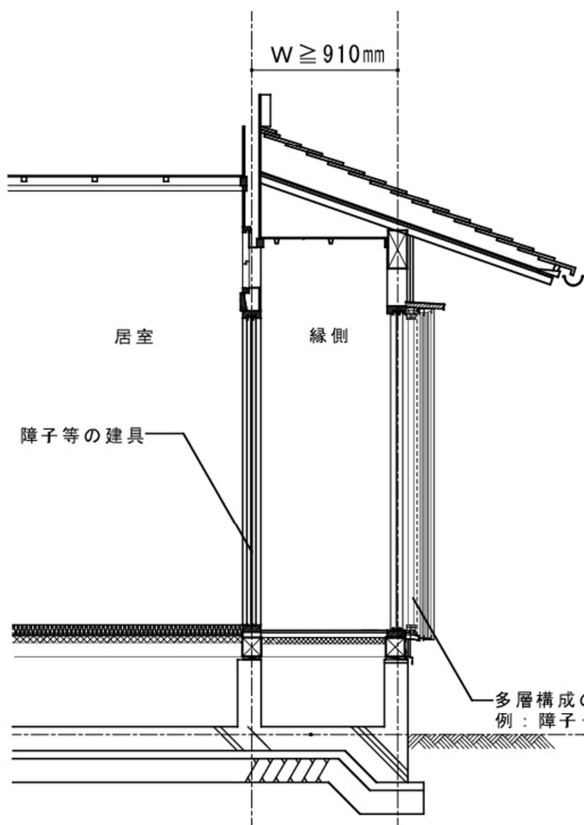
必要な添付書類	内容
施工写真	縁側及び開口部の寸法がわかる写真

最低基準を満たす縁側の例

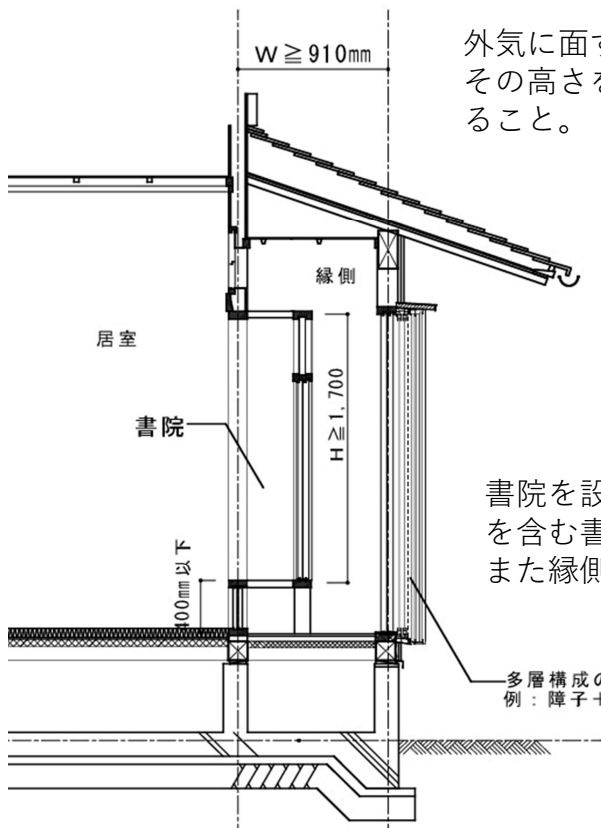


縁側が2室にまたがる場合の例  
開口部の幅は合算できるものとする





外気に面する開口部の下部に壁の立ち上がりを設ける場合は、その高さを400mm以下かつ開口部の高さ1,700mm以上とすること。



書院を設ける場合は、地袋の高さを400mm以下とし、欄間を含む書院の開口部高さが1,700mm以上とすること。また縁側の奥行寸法は書院の出幅を考慮しない。

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

□(2)(iv)

畳の間（8畳以上の広さ）を設置したものであること

### 1. 目的

- ・畳は、日本の伝統的生活様式である床座に適した建材である
- ・畳の持つ調湿性が多湿である徳島の気候に適しているほか、断熱性にも優れている
- ・地場の職人や産業の保護、育成につながる

### 2. 解説

- ・襖や障子等の随時開放することができる建具で仕切られた2室は1室とみなす
- ・広さの計測は芯々寸法とする
- ・1畳は徳島の一般的な柱間寸法である1,820mm×910mm以上とする
- ・使用する畳は、イ草を用いた本畳とする

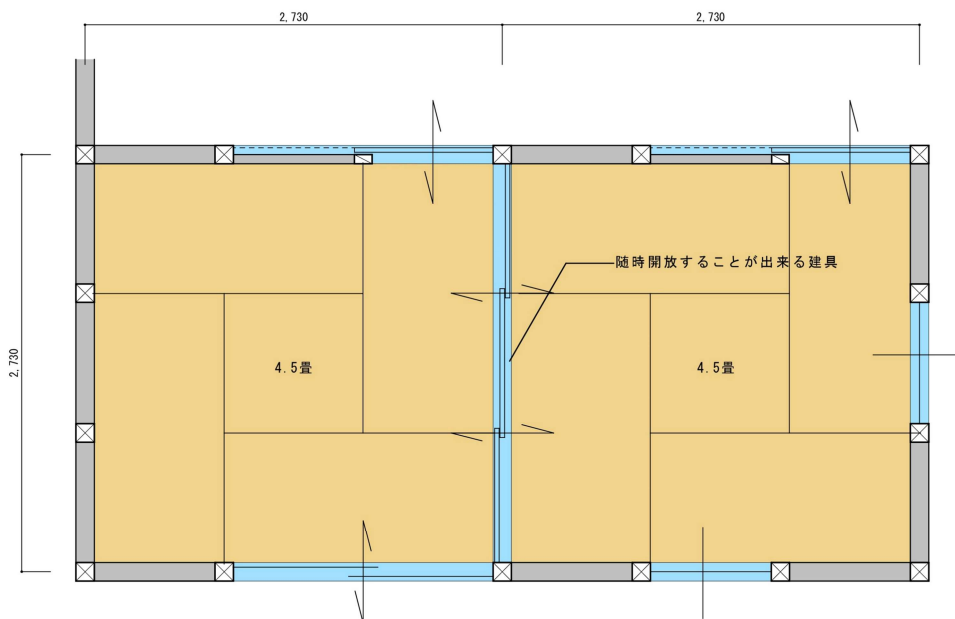
### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図	畳の間の位置及び畳の配置

### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	設置した畳の間の寸法がわかる写真

1室とみなすことができる、常時開放できる建具で仕切られた続き間の例



## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### □(2)(v)

次のいずれかの部位に、それぞれに指定された割合以上の徳島県認証木材（※1）を使用したものであること

- ・ 梁、桁に100%
- ・ 構造部材等に使用される木材の50%以上使用

#### 1. 目的

- ・ 地産地消により山村地域の林業・木材産業の維持、活性化に役立つ
- ・ 輸送CO2の削減による地球温暖化防止
- ・ 県産材（特に赤身）の高い耐蟻性・耐腐朽性が、建物の長寿命化に貢献する

#### 2. 解説

- ・ 「構造部材等に使用される木材の50%以上」・・・認証木材の使用割合の算定に用いる構造部材等とは、梁、桁、管柱、通し柱、間柱、土台を指す

#### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
・ 仕様書又は構造図 ・ 徳島県認証木材使用確認書（様式2）	県産材の使用箇所 材積の算定根拠

#### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
産地認証木材証明書	徳島県木材認証制度（※2）における産地認証材であることが分かるもの



※1 徳島県木材認証制度の合法的に伐採された県産材である「産地認証」を受けた木材をいう

※2 県産材の利用促進とブランド化を目的に、徳島県が制定した「徳島県木材認証制度のためのガイドライン」に則して、徳島県木材認証機構が「産地」「品質」を証明する制度。

詳細は徳島県木材協同組合連合会のHP参照（<https://awa-kenmokuren.com/archives/558>）

(様式2)

## 徳島県認証木材使用確認書

年 月 日

下記の新築住宅に、使用する木材は次のとおりです。

申請者 住所

氏名

1. 建築場所					
2. 使用条件	(1) 梁・桁に 100%使用				
	(2) 構造部材等に使用される木材の 50%以上使用				
内訳	樹種	木材使用量 (m <sup>3</sup> )		納材予定者	認証木材仕様確認欄
		総量(A)	うち認証 木材(B)		
梁・桁					1. 次のいずれか当てはまるものに○をしてください。
柱 (管柱、通し柱、間柱)					(1) 梁・桁がすべて認証木材 (2) 構造部材等に使用される木材の 50%以上使用
土台					$B/A \times 100 =$
合計					

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### □(2)(vi)

主たる居室の床、壁、天井いずれかの仕上げに徳島県内で加工された木材を使用していること

#### 1. 目的

- ・ 地域の大工技術を守り、地域産業の持続性を高める
- ・ 室内の調湿効果や香り成分によるリラックス効果など、木材が持つ優れた性能を最大限に引き出せる

#### 2. 解説

- ・ 「徳島県内で加工された木材」とは、四国内で伐採された国産材を県内で製材したものとする
- ・ 仕上げ材のみを対象とし、下地材は含まない

#### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表又は平面図	県内で加工された木材を使用する内装仕上げ部分

#### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	記載事項
納品書	四国内で伐採された木材を県内で製材したことがわかるもの



# 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

ロ(2)(vii)

## 外壁仕上げの過半が徳島県認証木材（※1）による板張り壁であること

### 1. 目的

- ・地産地消により山村地域の林業・木材産業の維持、活性化に役立つ
- ・輸送CO2の削減による地球温暖化防止
- ・板張り外壁は部分補修が容易であり、工事費も比較的低価格で済むことが多く、定期的な修繕による住宅の長寿命化が図れる

### 2. 解説

外壁仕上げの過半が板張り壁とは以下のいずれかを指す

- ・外壁の総面積に対する板張り壁の面積が50%以上であること
- ・内法より下部分を板壁で仕上げ、上部を違う素材（漆喰塗り・サイディング等）で仕上げるもの。

（板張り壁の補修時、足場を設けることなく保護塗料の再塗装や部分張替ができるため）

### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
立面図・仕上げ表	板張り壁の施工箇所の見付面積及び外壁全体に占める割合 数量算定根拠

### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
産地認証木材証明書	徳島県木材認証制度における産地認証材であることがわかるもの



※1 徳島県木材認証制度の合法的に伐採された県産材である「産地認証」を受けた木材をいう。

## 7. 徳島県型気候風土適応住宅の基準解説

### ロ(2)(viii)

#### 地域に根ざす建物意匠・材料が使用されていること

##### 1. 目的

- ・徳島で受け継がれてきた建築様式をまもり、次代へ受け継ぐ
- ・地域で伝統的に使用されてきた材料は、製造から廃棄に至るまでのLCA（ライフサイクルアセスメント/環境負荷）が極めて低く、「建物使用時のエネルギー消費量の削減」を目指す省エネルギー対策に対し、CO<sub>2</sub>排出量の削減が期待できる

##### 2. 解説

地域に根ざす建物意匠・材料を使用した建物とは、以下のいずれかを満たすものとする

- ・屋根が瓦または植物性材料で葺かれていること  
(軽量化のために軒先廻り、下屋などを金属等で葺くことは可)
- ・外壁が、漆喰、ささら子下見板張り、豎羽目板張り目板打ちで仕上げられたもの

##### 3. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上げ表又は立面図	使用材料及び施工予定箇所

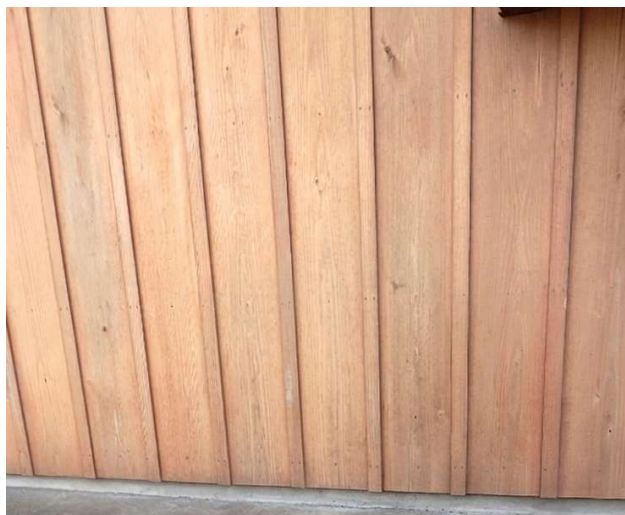
##### 4. 完了検査時に必要な添付書類等

必要な添付書類	内容
施工写真	施工箇所がわかる写真

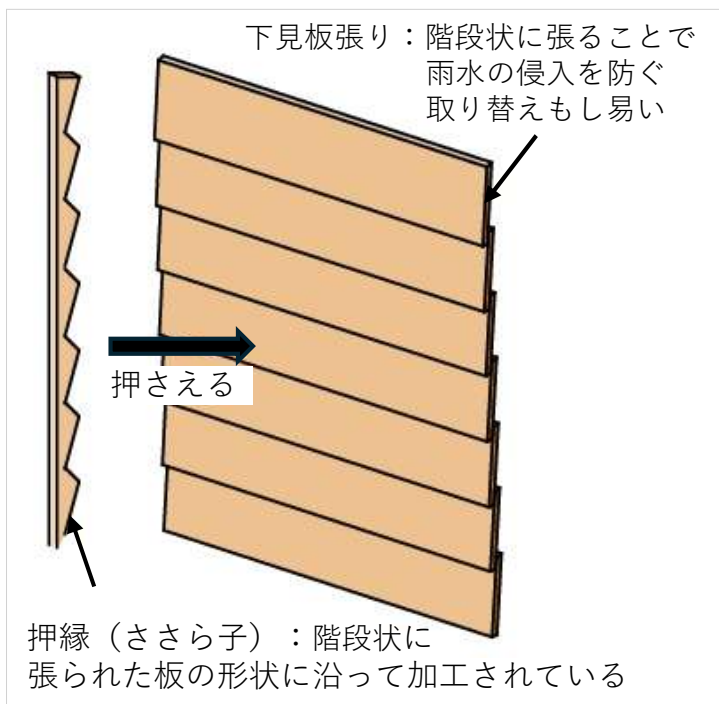
茅葺屋根、瓦葺き屋根、漆喰と板張り外壁



豎羽目板張り目板打ちの外壁



ささら子下見板張りの概略図



瓦葺き屋根、漆喰と板張り仕上げの外壁



漆喰塗りと板張りの外壁



漆喰塗りとささら子下見板張りの外壁



## 8. 徳島県型気候風土適応住宅基準の運用について

### (1) 基準の適用範囲

- ・対象地域 徳島県全域（徳島市を除く）
- ・対象建築物 一戸建ての住宅（木造に限る）

### (2) 基準の適用時期

令和8年4月1日以降に建築確認又は省エネ適合性判定を申請するもの

### (3) 基準適合の確認方法

省エネ基準適合の確認が必要な建築物について、建築確認又は省エネ適合性判定、及び完了検査において、基準への適合を確認します。

### (4) 徳島県型気候風土適応住宅チェックリスト（別紙2）の扱い

建築確認申請においては、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」の一部として扱います。

省エネ適判申請においては、建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の（い）欄に掲げる「設計内容説明書」として扱います。

### (5) 計画の変更に伴う手続きについて

建築確認において、変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に該当する場合は「軽微な変更」、該当しない場合は「計画変更」の手続きが必要です。

省エネ適判において、変更の内容が建築物省エネ法施行規則第5条に該当する場合は「軽微な変更」、該当しない場合は「計画変更」となり新規で省エネ適判の手続きが必要です。

変更前の基準適合ルート	外皮性能の変更		一次エネルギー消費量の変更
	徳島県型基準の適用項目の変更	徳島県型基準を満たさない変更（気候風土適用住宅の対象外となる変更）	
仕様ルート （建築確認において適合確認）	建築基準法の規定に係る変更が無ければ、完了検査時に適合を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外皮性能を仕様基準に適合させる場合 ⇒建築基準法の規定に係る変更が無ければ完了検査時に適合を確認</li> <li>・外皮性能を性能基準に適合させる場合 ⇒新規の省エネ適判が必要</li> </ul>	建築基準法の規定に係る変更が無ければ、完了検査時に適合を確認
計算ルート （省エネ適判において適合確認）	軽微な変更（ルートA扱い）として完了検査時に適合確認	計画変更の省エネ適判が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な変更該当する場合 ⇒計画変更不要</li> <li>・上記以外の場合 ⇒計画変更の省エネ適判が必要</li> </ul>

## 9. 関係法令

気候風土適応住宅に係る法令等の一覧です。必要に応じて条文を確認してください。

参照内容	関係法令
建築主の基準適合義務	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条
エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条
建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条
建築物エネルギー消費性能基準	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条
地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準	令和元年11月15日国土交通省告示第786号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）	令和元年11月15日国住建環第151号
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）	令和6年7月4日国住参建第1520号 令和6年11月12日国住参建第2615号（最終改正）

## 10. 用語の定義

- ① 建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）
  - ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下、「基準省令」という。）第1条に定める建築物エネルギー消費性能基準
- ② 外皮性能基準
  - ・ 基準省令第1条第1項第2号イに定める基準
- ③ 一次エネルギー消費量基準
  - ・ 基準省令第1条第1項第2号ロに定める基準
- ④ 仕様基準
  - ・ 基準省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の国土交通大臣が定める基準（平成28年国土交通省告示第266号）
- ⑤ 誘導仕様基準
  - ・ 基準省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の国土交通大臣が定める基準（令和4年国土交通省告示第1106号）
- ⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）
  - ・ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定
- ⑦ 建築物エネルギー消費性能確保計画
  - ・ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画
- ⑧ 適合判定通知書
  - ・ 建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合判定通知書
- ⑨ 計画変更
  - ・ 省エネ適判においては、建築物省エネ法第11条第2項に定める計画の変更
  - ・ 建築確認申請においては、建築基準法第6条第1項に定める計画の変更
- ⑩ 軽微な変更
  - ・ 省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第5条に定める軽微な変更
  - ・ 建築確認申請においては、建築基準法施行規則第3条の2第1項に定める軽微な変更
- ⑪ 軽微な変更説明書
  - ・ 建築基準法施行規則第4条第1項第5号に定める書類
- ⑫ 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更該当証明書（任意様式）
  - 参照：建築物省エネ法による省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル